

川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

16 川 健 児 第 2005 号
平成 17 年 4 月 1 日市長決裁

(事業の目的)

第 1 条 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成機関における養成訓練の受講に際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供する必要があることから、養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金及び養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給するとともに、特に人手不足となっている看護師、介護福祉士及び保育士の各資格に係る養成訓練を受講する者に対しては、特定高等職業訓練促進給付金を高等職業訓練促進給付金に上乘せして支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、「川崎市高等職業訓練促進給付金等事業」(以下「事業」という。)を実施する。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、川崎市とする。

(給付金の種類)

第 3 条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。)
- (2) 特定高等職業訓練促進給付金(神奈川県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱で定める特定高等職業訓練促進給付金をいう。以下「特定訓練促進給付金」という。)看護師、介護福祉士及び保育士の各資格に係る養成訓練を受講する場合に、訓練促進給付金に上乘せして支給する。
- (3) 高等職業訓練修了支援給付金(法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。)

(対象者)

第 4 条 この事業の対象者(以下「対象者」という。)は、訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金(以下、「訓練促進給付金等」という。)にあっては、養成機関において修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあっては、養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす川崎市在住の母子家庭の母(法第 6 条第 1 項に定める配偶者のない女子であって、現に児童(20 歳に満たないものをいう。以下同じ。)を扶養している者をいう。以下同じ。)又は父子家庭の父(法第 6 条第 2 項に定める配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものをいう。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以降に修業を開始したものに限り。以下同じ。)であって、次条に定める資格等(以下「対象資格」という。)を取得するために修業する者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にあること。(ただし、児

童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）

- (2) 養成機関において 6 月以上の一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

（対象資格等）

第 5 条 就業を容易にするために必要な資格及び免許として市長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 6 月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練給付の指定講座）であること。
- (2) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、及びその他市長が地域の実情に応じて定める資格等

（支給期間等）

第 6 条 訓練促進給付金等及び修了支援給付金の支給期間等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金等

- ア 訓練促進給付金等の支給期間は、対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が 48 月を超えるときは、48 月）を超えない期間とする。准看護師養成機関を修了した者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合等、資格取得のために養成機関を引き続き受講する者の支給期間も 48 月とする。
- イ 訓練促進給付金等は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月以後から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給については、修了日を経過した日以後に支給する。ただし、訓練促進給付金等の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（支給額等）

第 7 条 訓練促進給付金等及び修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 訓練促進給付金

- ア 対象者及びその者と同一の世帯に属する者（対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに訓練促進給付金の支給を請求する場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者、法第 31 条に規定する母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に市町村民税が課されない者を含むものとし、市町村民税の賦課期日において同法に規定する施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額 100,000 円（ただし、養成機関におけるカリキュラムの修了までの期間の最後の 12 か月（12 か月未満であるときは、当該期間）の支給額については、月額 140,000 円

とする。)

イ アに掲げる者以外の者 月額 70,500 円 (ただし、養成機関におけるカリキュラムの修了までの期間の最後の 12 か月 (12 か月未満であるときは、当該期間) の支給額については、月額 110,500 円とする。)

(2) 特定訓練促進給付金

ア 扶養している児童が 2 人以下の世帯の者 月額 30,000 円

イ 扶養している児童が 3 人以上の世帯の者 月額 50,000 円

(3) 修了支援給付金

ア 対象者及びその者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度 (修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000 円

イ アに掲げる者以外の者 25,000 円

2 訓練促進給付金等及び修了支援給付金は、過去に受給したことがある者には支給しない。

(母子・父子自立支援プログラム策定)

第 8 条 給付金の支給を受けようとする者 (以下「支給申請者」という。) は、事業を利用するにあたり、事前に川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱第 3 条第 3 号に規定する川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業に基づき、母子・父子自立支援プログラム策定員の面談を受け、自らが受講する養成訓練に係る自立支援計画書の策定を受けなければならない。

(給付金の申請)

第 9 条 支給申請者は、市長に対して、川崎市高等職業訓練促進給付金等支給申請書 (第 1 号様式。以下「支給申請書」という。) を提出して申請するものとする。なお、訓練促進給付金等の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書の提出に際しては、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略させることができる。

(1) 訓練促進給付金等

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本並びに世帯全員の住民票の写し

イ 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し (支給申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8 月から 10 月までの間に申請する場合を除く。以下同じ。) 又は支給申請者の前年 (1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年とする。) の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書 (同法に規定する控除対象扶養親族 (19 歳未満の者に限る) がある者にあつては、16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 (第 1 号様式の 2) 及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) (いずれも発行後 3 か月以内のものとする。) 並びに養育費に関する申告書 (第 1 号様式の 3)

ウ 第 7 条第 1 項第 1 号アに掲げる者にあつては、支給申請者及びその者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他第 7 条第 1 項第 1 号アに掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

オ 家庭状況に関する申告書（第1号様式の4）

(2) 修了支援給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は支給申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）並びに養育費に関する申告書

ウ 支給申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第7条第1項第2号アに掲げる者にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他第7条第1項第2号アに掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。

オ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

カ 家庭状況に関する申告書

3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(支給の決定)

第10条 市長は、支給申請書の提出があつた場合は、第12条の規定に基づき、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を支給申請者に対して川崎市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

2 訓練促進給付金等及び修了支援給付金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 支給申請者が、支給申請内容について不実及び虚偽の申告を行った場合は、支給決定を取り消し、既に支給した訓練促進給付金等及び修了支援給付金があるときは、支給申請者から返還させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合には、全部又は一部の返還を免除できるものとする。

(受給要件の審査)

第12条 受給要件の審査にあつては、川崎市高等職業訓練促進給付金等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、第8条の規定による自立支援計画書並びに第9条の規定による支給申請書及び添付書類に基づき、受給要件の審査を行う。

2 審査会の委員は、次のとおりとする。

(1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長

- (2) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
- (3) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当係長

(修業期間中の受給者等の状況の確認)

第 13 条 市長は、訓練促進給付金等の支給を受けている対象者及び支給期間の上限を超えて修学を継続している者（以下「受給者等」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、当該受給者等に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者等の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

- 2 市長は、第 7 条第 1 項第 1 号に規定する対象者の区分を確認するため、当該受給者等に対し、毎年度、所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書の提出を求めることができる。
- 3 市長は、受給者等に対し、前項に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。
- 4 受給者等は、前 3 項の求めがあった場合には、応じなければならない。

(受給要件の変更に関する届出)

第 14 条 訓練促進給付金等の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）は、次に掲げる事由が発生した場合は、やむを得ない事由があるときを除き、14 日以内に、川崎市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届（第 3 号様式）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき、川崎市に住所を有しなくなったとき、修業の取りやめにより支給要件に該当しなくなったとき等の受給資格を喪失する場合
- (2) 受給者又はその者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったとき等の受給資格が変更又は停止となる場合
- (3) 受給者が養成機関を休学したとき等の受給資格を停止する場合
- (4) 提出した支給申請書の内容に変更する事項がある場合

- 2 市長は、前項に定める届出について、事前相談や支給決定を通知するに際し、その旨説明しなければならない。

(支給の停止・変更等)

第 15 条 市長は、受給者が、前条第 1 項第 1 号に定める支給要件に該当しなくなったとき、同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める届出により支給額等に変更があったとき又はその他事情による変更があったときは、その支給を終了、停止又は変更することとし、遅滞なく、その旨、当該受給者に川崎市高等職業訓練促進給付金等支給停止・変更等通知書（第 4 号様式）により通知しなければならない。

- 2 市長は、受給者が、第 13 条各項に規定する求めに対して、正当な理由なく応じないときは、受給者がその求めに応じるまでの間、その支給を停止することができる。

(支給停止解除に関する届出)

第 16 条 前条第 1 項により支給の停止を受けた者で、支給停止となった月以後に支給要件

に該当しており、かつ、訓練促進給付金等の支給を受けようとする場合は、川崎市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届（第3号様式）により支給停止の解除を市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項により支給要件に該当する場合は、原則として届出のあった日の属する月から支給を再開することとし、遅滞なく、その旨を当該受給者に川崎市高等職業訓練促進給付金等支給停止・変更等通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

（給付金の返還）

第17条 市長は、第15条第1項の規定により支給停止を行った場合は、既に支給している訓練促進給付金の一部又は全部について、受給者に返還させるものとする。ただし、受給者が川崎市外に転居した後においても、修業を継続し、資格取得が見込まれる場合その他やむを得ない事情と市長が特に認めた場合は、返還を免除することができる。

2 市長は、第15条第1項の規定により支給額を変更する場合は、既に支給している訓練促進給付金等について過払いが発生しているときは、原則として、当該受給者から返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情と市長が特に認めた場合は、返還を免除することができる。

（その他の事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成19年度以前から養成機関において受講している者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 1 項第 1 号ア及び第 7 条第 1 項第 1 号アの規定（訓練促進給付金の支給期間及び支給額）については、平成 24 年 4 月 1 日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者については、従前どおり、支給期間は修業する期間の全期間とし、第 7 条第 1 項第 1 号（ア）アに該当する者の支給額は月額 141,000 円とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 1 項第 1 号アに規定する訓練促進給付金の支給期間については、平成 25 年 4 月 1 日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成 25 年 3 月 31 日までに修業を開始した者については、従前どおり、支給期間は修業する期間の全期間（上限 3 年）とする。
- 3 改正後の第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する訓練促進給付金の支給については、父子家庭の父に係る訓練促進給付金の支給に限り、平成 25 年 9 月 30 日までの間において申請があった場合は、第 4 条に規定する対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 4 月 1 日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、訓練促進給付金の支給を受けている対象者のうち、みなし適用に関する運用要綱第 3 条に定める者で市町村民税が非課税相当となる者に該当するものが、施行日から同年 10 月 31 日までの間に、みなし適用に関する運用要綱第 5 条に定めるところにより市長に申請した場合には、改正後の要綱の規定は、その該当していた期間の支給額で市長が認めるものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 様式第 1 号において、改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第 1 号及び様式第 3 号により行われた申請は、改正後の様式により行われたものとみなす。この場合において、別途同意書の提出を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 3 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 様式第 3 号において、改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 27 日から施行し、令和 3 年 4 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式にて提出された申請書等については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

川崎市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者氏名

川崎市高等職業訓練促進給付金等の支給を受けたいので次により申請します。

なお、申請及び給付金の算定に当たり、申請者及び同一世帯員の市町村民税課税状況、申請者の児童扶養手当受給状況、雇用保険法における教育訓練給付金受給状況及び求職者支援制度における職業訓練受講給付金受給状況を、市長が確認し、及び取得することについて同意します。

※ いずれかに○をつけること

①申請する給付金の種類	高等職業訓練促進給付金・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業修了支援給付金		
②氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年
	個人番号		月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 ()	-
④過去の受給の有無	過去に(高等職業訓練促進給付金・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業修了支援給付金)を受けたことが、(ある・ない)		
⑤雇用保険法との関係	雇用保険法に基づく教育訓練支援給付金を (受けている・受ける予定がある・受けていないし受ける予定もない)		
⑥本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について	本給付金と同時に利用する給付金・貸付金が (ある・ない) (ある場合は利用する制度名を記載:)		
⑦養成機関及び内容について	養成機関名		
	住所	電話 ()	-
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	養成区分	通学(昼間) ・ 通学(夜間) ・ 通信	
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()	
⑧希望される支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義(カタカナで記入)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

(裏面)

申請及び給付金の算定に当たり、同一世帯員の市町村民税課税状況を市長が確認し、及び取得することについて同意する場合は、同意欄にチェックをしてください。

⑨申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)				
1氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となったもので、現に婚姻(※)していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください、 ※ 民法(明治29年法律第89号)上の婚姻			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
(備考)				

・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類

- ① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
- ② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 川崎市長

申請者住所
申請者氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金、特定高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援資金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である。
 - ② あなたと生計を一にしている。
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。

養育費に関する申告書

○ 養育費は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条及び第29条の規定により、高等職業訓練促進給付金等事業における所得となりますので、正確に申告してください。

○ 養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。一般的に言えば、未成熟子(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまでに要する費用で、衣食住に必要な経費(家賃、光熱費、教育費、医療費など)です。

※ 養育費がどうか分からない場合は、御相談ください。

○ 前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。)の1月から12月までの1年間に受け取った養育費について、記入してください。

○ 養育費を受け取っていない場合は、合計欄に「0」と記入してください。

○ 前夫が複数いる場合は、分けて記入してください。

養育費を支払った者の氏名	受取名義人	前年に受けた養育費の額	子ども数	調停・公正証書等公的文書の有無	その他受け取り状況 (年に1回、毎月〇〇円、子ども一人につき〇〇円等)
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
合計	母又は父	円			
	子ども	円			

上記のとおり、申告します。

年 月 日

氏名

家 庭 状 況 に 関 す る 申 告 書

○ 家庭状況に関する申告書は、高等職業訓練促進給付金等事業における審査に必要な書類となりますので、正確に申告してください。

子育てに係る親族からの 支援について (金銭に係る支援を除きます) (該当に○をつけてください)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無 ・ 有 65歳未満の同居の親族から ・ 有 65歳以上の同居の親族から ・ 有 近隣(半径1キロ以内)の親族から 有の場合、具体的な支援の内容を記入ください。(週に何回、1回何時間等) (
子どもの人数	中学校卒業前	人
	中学校卒業後20歳未満	人

上記のとおり、申告します。

年 月 日

氏名

川崎市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年 月 日

様

川崎市長

先にあなたから提出のありました川崎市高等職業訓練促進給付金等支給申請書に基づき審査しましたところ、次のとおり決定しましたので通知します。

① 決定した給付金の種類	高等職業訓練促進給付金・特定高等職業訓練促進給付金・高等職業修了支援給付金		
② 受給資格者番号			
③ 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
④ 住所	(〒 -)		電話 () -
⑤ 養成機関及び内容について	養成機関名		
	住所		電話 () -
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	養成区分	通学(昼間) ・ 通学(夜間) ・ 通信	
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()	
⑥ 決定内容	支給	支給期間(訓練促進給付金の申請の場合のみ記載)	年 月 日 ~ 年 月 日までの か月間
		月額	円
	書類提出月	在籍証明書等 () 月の年 回 取得単位証明書等 () 月の年 回	
	不支給・却下	不支給・却下の理由	
(備考)			

(注意)

- 1 支給申請時から、以下のような生活状況等の変化が生じたときは、「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届」により14日以内に報告してください。
 - イ 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったとき。
 - ロ 川崎市に住所を有しなくなったとき。
 - ハ 養成機関への修業を取りやめたとき。
 - ニ 世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったとき。
 - ホ その他休学等、高等職業訓練促進給付金等の支給に影響する事情が発生したとき。
- 2 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定を取消し又は変更し、すでに支給している高等職業訓練促進給付金等があるときは返還となることがあります。
- 3 在籍証明書等が指定の期日までに提出されない場合は、高等職業訓練促進給付金等の支給を停止することがあります。

(裏面)

申請及び給付金の算定に当たり、同一世帯員の市町村民税課税状況を市長が確認し、及び取得することについて同意する場合は、同意欄にチェックをしてください。

⑧申請者と同じの世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)				
1氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	同意欄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号	<input type="checkbox"/>		
住所 (別居の場合)	(〒 -)		続柄	
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となったもので、現に婚姻(※)していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください、 ※ 民法(明治29年法律第89号)上の婚姻			<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
(備考)				

- ・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類
- ① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
- ② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

川崎市高等職業訓練促進給付金等支給停止・変更等通知書

年 月 日

様

川崎市長

(先にあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更等届に基づき・事情の変更により)、次のとおり決定しましたので通知します。

① 受給資格者番号		
② 氏名	フリガナ	
③ 住所	(〒 -)	電話 () -
④ 通知内容	(1) 高等職業訓練促進給付金等の支給を(終了・変更・停止・停止を解除)します。	
	(2) (終了・変更・支給停止・支給停止解除)理由 イ 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったため。 ロ 川崎市に住所を有しなくなったため。 ハ 養成機関への修業を取りやめたため。 ニ 世帯員及び世帯員の課税状況に変更があったため。 ホ 児童扶養手当の支給対象となる所得水準の範囲内になったため。 へ 基本情報に変更があったため。(住所・電話番号・その他) ト その他 []	
⑤ 支給月額 (変更・支給停止解除の場合)		
⑥ 高等職業訓練促進給付金支給・返還等額	高等職業訓練促進給付金等の支給(終了・変更・停止・停止解除)に伴い、 イ 金 円 を支給いたします。 ロ すでに支給しました高等職業訓練促進給付金等のうち、 金 円 を返納してください。	
(備考)		